

燕市文化活動支援助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、燕市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が、市民の文化への関心を高め、自主的かつ活発な文化活動の展開と個性豊かな市民文化の振興に資するため、市内の文化団体等の自主的な文化活動に係る事業に対して、予算の範囲内で助成金を交付することに関して、必要な事項を定めるものとする。

(対象事業)

第2条 助成金の交付の対象となる事業(以下「助成対象事業」という。)は、次に掲げるものとする。

(1) 自主企画公演・展示事業 助成の対象となる団体が、燕市文化会館で行う自主企画による公演・展示事業で、かつ、市民の文化に対する関心を高め、日常の文化活動を活発にすることに寄与する事業及び教育委員会が特に必要と認める事業であって、別表第1に掲げる活動のいずれかに該当するもの。ただし、次に掲げる事業は対象としない。

ア 専ら出版物、電子記録物、インターネット等により発表、公開又は展示する事業

イ 営利又はチャリティーを主たる目的とする事業

ウ 教授所、教室等が行う稽古ごと、習いごと等の温習会又は発表会

エ 学術的な会合

オ 毎年度定例的に実施している事業で、内容に過去の年度と比べて大きな変更のない事業(5の倍数の周年事業及び結成又は初開催から3年間に開催する事業を除く。)

カ 事業の鑑賞者が実施団体の構成員及びその関係者に限られる事業

キ 外部の団体等が大部分を制作する事業

ク 外部の団体等が企画又は製作した事業の買取り又は招へいを中心とする事業

(2) 成果発表事業 助成の対象となる団体が、設立目的に基づき自ら主催

して、日頃の文化活動及び練習の成果を燕市文化会館を利用して、広く市民に発表又は公開する事業で、かつ、文化振興に寄与する事業及び教育委員会が特に必要と認める事業。ただし、次に掲げる事業は対象としない。

ア 専ら出版物、電子記録物、インターネット等により発表又は公開する事業

イ 営利又はチャリティーを主たる目的とする事業

ウ 教授所、教室等が行う稽古ごと、習いごと等の温習会又は発表会

エ 学術的な会合

オ 毎年度定例的に実施している事業で、内容に過去の年度と比べて大きな変更のない事業（5の倍数の周年事業及び結成又は初開催から3年間に開催する事業を除く。）

カ 事業の鑑賞者が実施団体の構成員及びその関係者に限られる事業
(対象団体)

第3条 助成の対象となる団体(以下「助成対象団体」という。)は、市内に活動の本拠を有する文化団体、各種団体、自主企画事業を実施するために組織された実行委員会等で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 規約等を有し、かつ、代表者、所在地及び会計処理が明確であること。
- (2) 団体の意思を決定し、執行する組織が確立していること。
- (3) 一定の活動実績があること。ただし、発足後間もない団体については、今後の活動計画が定まっていること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものについては、助成対象団体としない。

- (1) 文化施設の運営を目的とする団体
- (2) 営利を主たる目的とする団体
- (3) 学校の文化サークル
- (4) 政治団体、宗教団体等及びそれらに関係している団体

(5) 特定の流派、教授所、教室等及びそれらに関係している団体

(6) 構成員の大多数が団体の活動分野を主な職業としている団体

(対象経費)

第4条 助成金の交付の対象となる経費(以下「助成対象経費」という。)は、別表第2に定めるものとする。

(助成額)

第5条 助成金の額は、助成対象経費から、次に掲げる収入を控除した額の2分の1以内で教育委員会の定める額とし、30万円を上限とする。ただし、その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(1) 入場料収入(これに準ずるものを含む。)

(2) 参加料収入

(助成回数)

第6条 助成金の運営費化を防ぐとともに、公平化を図るため、助成金の交付の回数は、同一団体につきそれぞれ1年度1回とする。

2 同一団体につき、助成金の交付を3回受けたごとに、3年間は助成金の申請をできないものとする。ただし、教育委員会が必要と認めたものを除く。

(助成金の交付申請)

第7条 助成金の交付を受けようとする団体(以下「申請者」という。)は、助成金交付申請書(様式第1号)に必要な書類を添えて、別に定める期日までに教育委員会に提出しなければならない。

(助成金の交付決定)

第8条 教育委員会は、前条の規定による助成金交付申請書の提出があったときは、燕市文化会館運営審議会の審議を経て、助成金を交付することが適当と認めたときは、予算の範囲内において助成の対象及び助成額を決定し、助成金交付決定通知書(様式第2号)により、当該申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第9条 教育委員会は、助成金の交付を決定する場合において、助成金の交

付の目的を達成するために必要があるときは、これに必要な条件を付することができる。

(交付申請の取下げ)

第10条 第8条の規定による助成金の交付の決定通知を受けた者(以下「助成事業者」という。)は、当該通知に係る助成金の交付の決定内容、これに付された条件等に不服があるときは、その通知を受けた日から10日以内に助成金交付申請取下げ書(様式第3号)により申請を取り下げることができる。

2 前項の規定に関わらず、助成事業者は自己都合により申請を取り下げる場合は、その原因となる事実の発生後速やかに助成金交付申請取下げ書を教育委員会に提出しなければならない。

3 前2項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る助成金の交付の決定はなかったものとする。

(助成事業の変更)

第11条 助成事業者は、助成金の交付決定を受けた事業(以下「助成事業」という。)に変更が生じたときは、速やかに助成事業変更承認申請書(様式第4号)を教育委員会に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、変更が軽微なものについては、これを省略することができる。

2 教育委員会は、前項の変更承認をする場合においては、第8条及び第9条の規定を準用する。この場合において、助成事業者に対する通知は、助成事業変更承認書(様式第5号)によるものとする。

(実績報告)

第12条 助成事業者は、助成事業が完了したときは、完了の日から30日以内に助成事業完了報告書(様式第6号)に必要な書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

2 前項に定める期限までに、助成事業者から教育委員会に対して助成事業完了報告書の提出又は助成金交付申請取下げ書の提出がない場合は、当該助成事業者に係る助成金の交付の決定はなかったものとする。

(助成金の額の確定)

第13条 教育委員会は、前条の規定による報告書の提出があったときは、その報告に係る助成事業の成果が助成金の交付の決定内容及びこれに付した条件に適合するものか否かを調査し、適合すると認めるときは、助成金の額を確定し、助成金額確定通知書(様式第7号)により、助成事業者に通知するものとする。

(助成金の交付及び請求)

第14条 助成事業者は、前条の規定による助成金の額の確定通知を受けたときは、助成金交付請求書(様式第8号)に必要な書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

(助成事業の調査)

第15条 教育委員会は、助成事業について、必要に応じ助成対象者に対して報告させ、又は助成事業の関係者に対して質問することができる。

2 教育委員会は、前項の規定により、当該助成活動が助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件に適合していないと認めるときは、助成事業者に対し、これを適合させるための措置をとるべきことを指示することができる。

3 助成事業者は、前項の規定による指示を受けたときは、これを誠実に遵守しなければならない。

(決定の取消し及び助成金の返還)

第16条 教育委員会は、助成事業者が各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、及び既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。

(2) 助成金を事業の目的以外の用途に使用したとき。

(3) 事業の実施に当たって、不正な行為があると認められたとき。

(4) 事業の実施について、助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反していると認められるとき。

(5) 助成事業者が第15条に規定する調査等を正当な理由なく拒み、防げ又は忌避し、若しくは教育委員会の指示に従わないとき。

(6) その他この告示の規定に違反したと認められるとき。

(その他)

第17条 この告示に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1(第2条関係)

自主企画公演・展示事業の対象事業となる文化活動

- 1 美術活動(絵画、彫刻、工芸、書、写真、デザインその他の美術活動)
- 2 音楽活動(邦楽、洋楽その他の音楽活動)
- 3 演劇活動(伝統演劇、現代演劇、ミュージカルその他の演劇活動)
- 4 舞踊活動(邦舞、民謡、洋舞その他の舞踊活動)
- 5 その他市民文化の振興及び創造に寄与する活動

別表第2(第4条関係)

助成対象経費

項目	細目	内訳
出演・音楽・ 文芸・美術費	出演費	指揮料、演奏料、ソリスト料等
	音楽費	作曲料、編曲料、作詞料、楽器借料、楽譜借料、写譜料、楽譜製作料等、調律料
	文芸費	出演料、監修料、振付料、舞台監督料、各種助手料、台本料、訳詞料、著作権使用料等、舞台美術・衣裳等デザイン料
	美術費	作品借料(保険料を含む。)
設営・舞台費	設営費	会場設営・撤去費、美術作品運搬費等
	舞台費	大道具費、小道具費、衣装費、楽器運搬費、照明費、音響費、道具運搬費等
謝金・旅費・宣 伝等費	謝金	編集謝金、原稿執筆謝金、会場整理員等賃金等
	旅費	交通費、宿泊費、日当等
	通信費	案内状送付料等
	宣伝費	広告宣伝費(新聞、雑誌、駅貼り等)、立看板費等
	印刷費	プログラム印刷費(無料配布するもの)、 図録印刷費(無料配布するもの)、入場券印刷費、チラシ印刷費、台本印刷費、ポスター印刷費、資料印刷費等
	記録費	録画費、録音費、写真費等